令和８年度　潟上市放課後児童クラブ冬季休業期間中の入所申込のご案内

次の内容で放課後児童クラブを運営します。ご確認の上、入所申請をしてください。

項目	内容
運営形態	公設民営による運営　※設置は潟上市、運営はシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社が行います。
クラブ名（定員）	おいわけ児童クラブ（合計 120 人）※ＡＢＣの 3 クラス でと児童クラブ（合計 90 人）※ＡＢの 2 クラス てんのう児童クラブ（合計 105 人）※ＡＢＣの 3 クラス おおとよ児童クラブ（60 人）、いいたがわ児童クラブ（60 人）
対象児童	市内に居住する小学校 1 年生から 6 年生で保育に欠ける児童 **＊同居家族が就労などのため保育ができない家庭が対象です。（※65 歳未満）**
開所日	・学校の授業日　・土曜日　・開校記念日、学校行事の振替休日等 ・長期休業期間（長期休業のみの利用は夏季休業・冬季休業に限り可能。春季休業、秋季休業のみの利用はできません）
開所時間	・学校の授業日　学校終業時から午後 7 時 00 分まで ・土曜日、学校休校日、長期休業期間　午前 7 時 30 分から午後 7 時 00 分まで
閉所日	・日曜日　・祝日　・年末年始（12 月 29 日～1 月 13 日） ・市長が特に必要と認めた日
保護者負担額	・1 人 1 か月につき 5,000 円（安全保険料別途）　・減免制度あり ・長期休業中は、1 人 1 日につき 200 円が加算されます。 ・長期休業中のみの利用は、期間中利用料 5,000 円に、1 人 1 日につき 200 円が加算されます。
入所決定の取消・停止	次の項目に該当する場合は、入所決定の取消や入所停止となる場合があります。 ・正当な理由がなく、1 月以上出席しないとき。（条例施行規則第 10 条） ・正当な理由がなく、保育料を 3 月以上滞納したとき。（条例施行規則第 10 条） ・週 3 日または月 12 日以上の利用がない状態が 2 月発生したとき。（内規第 11 項） ・市長が児童クラブの管理上特に必要あると認めたとき。（条例施行規則第 10 条）
入所決定の判定基準	次の項目の優先順位により、入所決定します。 ・児童の学年 ・保護者及び同居の家族の勤務地、就労時間 ・令和 8 年度の利用実績（毎月の利用日数、保護者負担金の未納状況）
入所審査について	申請書受付期間：令和 8 年 11 月 17 日（火）～11 月 27 日（金） 審　査　期　間：令和 8 年 11 月 30 日（月）～令和 8 年 12 月上旬 結　果　通　知：令和 8 年 12 月上旬

～放課後児童クラブ利用にあたっての提出書類及び入力上の注意～

◇ 電子申請をする場合は・・・

○ 潟上市では、電子申請を推奨しております。

○ ＱＲコードを読み取り、手続きをお願いいたします。

○ 同居の家族全員（65 歳未満）の就労証明書等を添付してください。

※電子申請では、PDF ファイルまたは画像ファイルで添付可能です。

▲電子申請はこちら

11 月 17 日から受付開始です

◇ 申請書を提出する場合は・・・

① 潟上市放課後児童クラブ入所申請書

○ 利用する児童 1 人につき 1 枚の用紙に記入してください。

○ 入所期間は、希望する期間を記入してください。記入例：令和 8 年 12 月 26 日～令和 9 年 1 月 13 日（令和 8 年度通年で入所している方は、申請の必要はありません。）

○ 同居の家族構成の欄は、利用する児童も含め、両親及び同居している方全員について、記入してください。

※不足する場合は、コピーしてご利用ください。

② 就労証明書等（※65 歳未満の方）

○ 両親、及び同居の家族（65 歳未満）全員の分が必要となります。

※入所児童が複数の場合、就労証明書はそれぞれ 1 部で可。

※不足する場合は、コピーしてご利用ください。

◇ 放課後児童クラブの利用について

○ 次の放課後児童クラブを利用できる要件に該当しない場合は、利用はできません。

○ 児童クラブを利用する方は、児童クラブのルールを守るよう、お願いします。

○ 希望者多数のため、放課後児童クラブに入所できない場合や、入所希望期間の希望に添えない場合があります。予めご承知ください。

放課後児童クラブを利用できる要件

放課後児童クラブを利用できる児童は、保護者等が仕事などで日中家庭にいない児童で、次に掲げる要件に該当する場合です。

① 小学校の第 1 学年から第 6 学年までに在学していること

② 市内に居住していること

《対象児童の範囲の特例》＊診断書等の証明書類が必要です。

(1) 保護者等が病気等により療養中であるとき

(2) 母が産前産後であるとき

(3) 保護者等による介護を要する親族がいるとき

(4) 上記のほか、市長が特に必要と認めるとき

※提出していただいた申請書の情報等は、放課後児童クラブ入所の目的以外には使用しません。

潟上市子育て応援課こども未来班

TEL:018-853-5360　FAX:018-853-5233